

奨学金を希望される皆さんへ

(令和8年度さぬき市奨学生募集のご案内)

さぬき市では、経済的な理由により進学、修学が困難な方に対し、奨学金を貸し付けています。

〔申請できる方〕

- ① 保護者が、さぬき市内に1年以上居住していること。
② 貸付期間中も保護者がさぬき市内に在住していることが要件となります。
- ② 経済的な理由により、進学、修学が困難であること。
- ③ 志願者と生計同一者全員及び連帯保証人が、全ての市町税を完納していること。
④ 市町税に滞納がある場合は、選考の対象から除外されます。

〔貸付額と期間〕

貸付けの月額及び期間は、次のとおりです。

区 分	月 額	期 間 (正規の修業年限以内)
高等学校	15,000円	3年以内
高等専門学校		5年以内
大 学	37,000円	4年以内 (医学部等は6年以内)
大学院		5年以内
短期大学		2年または3年以内
専修学校 (専門課程)		1～4年以内

※貸付けは、無利息です。

※学校教育法に定める上記の学校の生徒・学生のみが奨学金貸付けの対象になります。それ以外は、対象になりませんので、あらかじめご確認ください。

〔申請の方法〕

令和8年2月2日から2月27日までに、「さぬき市奨学金申請書類一覧」に掲げる書類を教育委員会事務局教育総務課(寒川第2庁舎2階)に**持参**してください。

- ※ 受付時に、簡単な聞き取り及び書類の確認を行います。
- ※ 市役所生活環境課、総合支所及び各出張所では受付できません。
- ※ 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

〔奨学生の決定〕

教育委員会において、提出された書類を基に審査し、予算の範囲内において決定します。なお、世帯の収入の状況等によって、不採用となる場合があります。

採用及び不採用の結果は、3月末頃に文書で通知します。

〔奨学金の交付〕

3か月に1回（4月・7月・10月・1月の末日）、指定口座に振り込みます。ただし、入学年度の4月分については、半年分を交付することも可能です。

〔奨学金の返還〕

原則として、卒業後又は退学後、貸付けを受けた期間を3倍した期間内に、月賦、半年賦又は年賦払いにより全額返還していただきます。

☆返還の例

区 分	貸付総額 (無利子)	返還 期間	返 還 方 法		
			月払い	半年払い	年払い
高等学校 高等専門学校	540,000 円 (貸付期間 3 年)	5 年	9,000 円	54,000 円	108,000 円
		9 年	5,000 円	30,000 円	60,000 円
大 学 大 学 院 専 修 学 校	888,000 円 (貸付期間 2 年)	4 年	18,500 円	111,000 円	222,000 円
		6 年	12,300 円*	74,000 円	148,000 円
	1,776,000 円 (貸付期間 4 年)	6 年	24,600 円*	148,000 円	296,000 円
		12 年	12,300 円*	74,000 円	148,000 円

*端数は、初回に算入されます。

(病気等やむを得ない理由のため返還が困難になった場合は、申請により返還を猶予したり、返還期間を延長することができます。)

*月払いは、貸付が3月で終了し、4月から返還を開始した場合の例です。償還額を参考にしてください。

(ただし、貸付終了後すぐに償還を開始することが奨学生の負担となるため、実際は6月末から償還を開始します。)

〔問合せ先〕

〒769-2396

さぬき市寒川町石田東甲425番地

さぬき市教育委員会事務局教育総務課

TEL (0879) 26-9970

Email kyoikusomu@city.sanuki.lg.jp